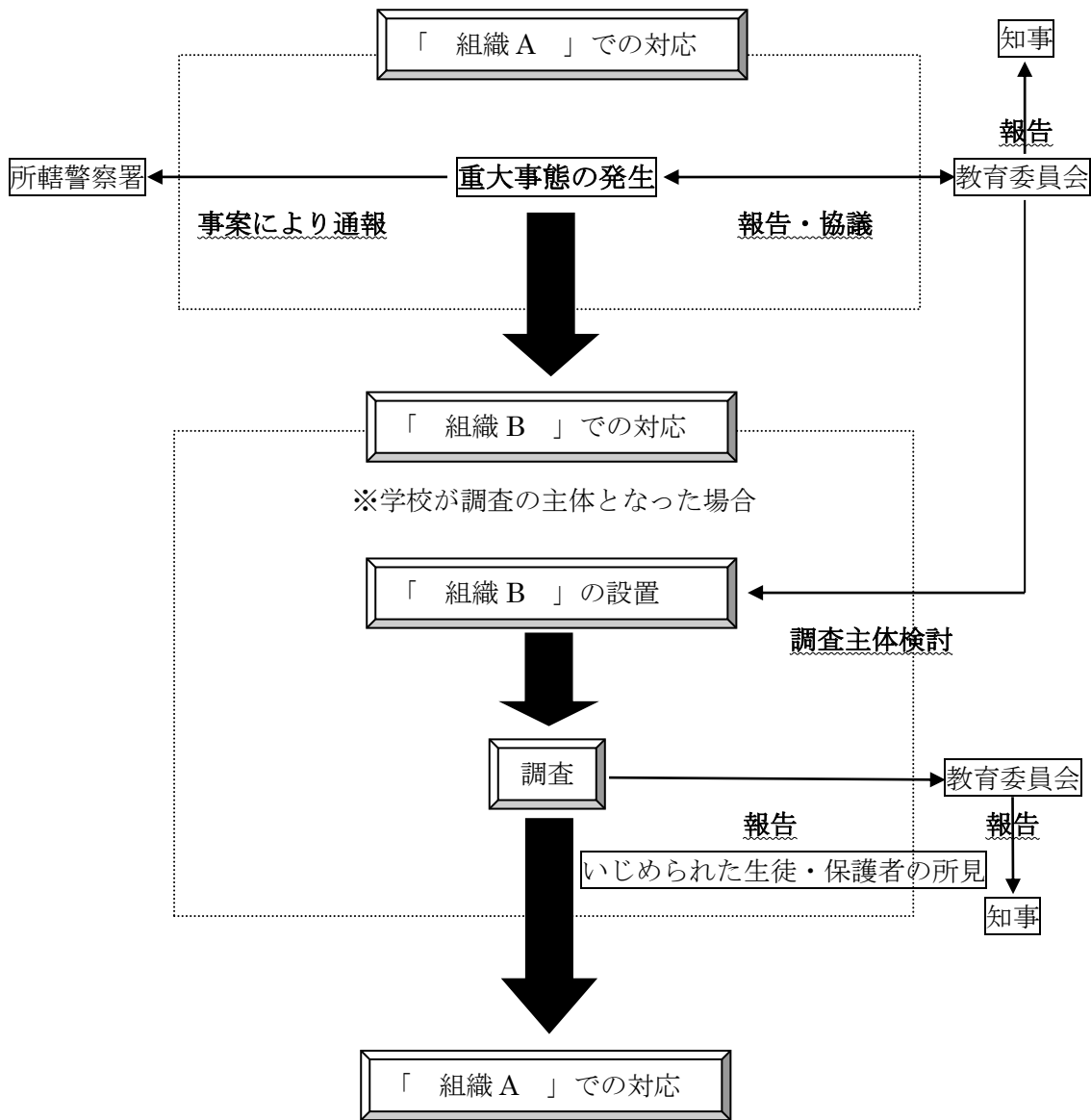


○ いじめ事案への対応フロー図②



いじめ事案への対応フロー図-①へ

※重大な事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。